

# 第 104 回 新宿区住居表示審議会

平成 25 年 4 月 17 日(水)  
新宿文化センター 第 1 会議室

新宿区地域文化部地域調整課住居表示係

午前 9 時 58 分開会

## 1. 委嘱式

### ○事務局

おはようございます。定刻の 10 時の前ですが、皆さまお揃いですので、ただいまから第 104 回住居表示審議会を始めさせていただきたいと思います。会長が決まるまでは、私、地域調整課長の山田が進行を務めさせていただきます。それでは、お手元の次第に沿い、進めさせていただきます。最初に、委嘱式を行います。開会に先立ちまして、区長から委嘱状をお渡しします。新たに審議会委員に就任されます、清水様、こちらのほうにお願いいたします。

### ○区長

『委嘱状。清水靖夫様。新宿区住居表示審議会委員を委嘱します。委嘱期間、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 14 日まで。新宿区長中山弘子。』どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 2. 委員紹介

### ○事務局

続きまして、4 月の人事異動により新たに就任された方もいらっしゃいますので、改めて、委員の皆様について紹介させていただきます。お手元の資料②の当審議会の基本委員名簿の順によりまして、紹介いたします。選挙管理委委員会委員長の山添巖委員です。教育委員会委員長の菊池俊之委員です。弁護士の平田達委員です。ただいま委嘱をさせていただきました学識経験者の清水靖夫委員です。清水委員は、地理学・地図史がご専門で、長らく新宿区文化財保護審議会の審議委員をお願いしている方でございます。新宿商店会連合会副会長の竹之内勉委員です。新宿区町会連合会会長の大崎秀夫委員です。四谷地区町会連合会会長の大熊勝委員です。榎町地区町会連合会会長の中村廣子委員です。日本郵便株式会社新宿郵便局長の梅澤一夫委員です。日本郵便株式会社牛込郵便局長の名取宗彦委員です。東京法務局新宿出張所長の細谷賢委員です。新宿都税事務所長の鈴木秀章委員です。四谷消防署副署長の富井通高委員です。牛込消防署副署長の権藤英一郎委員です。教育委員会教育長の酒井敏男委員については本日欠席でございます。以上 15 名でございます。よろしくお願ひいたします。

## 3. 区長挨拶

### ○事務局

続きまして、開会に先立ちまして、区長より一言ご挨拶を申し上げます。区長、お願ひします。

### ○区長

皆さん、おはようございます。新宿区長の中山弘子です。本日は、ご多忙にもかかわらず

ず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。前回の審議会は平成 21 年 3 月 26 日の開催でしたので、本日の審議会については、実に 4 年ぶりの開催になります。前回の審議会では、平成 21 年 2 月 16 日付で、「片町地域での住居表示を実施する」ことについて報告させていただきましたが、片町での住居表示の実施後、隣接する坂町と本塩町で住居表示を実施すべく、この間、町会役員の皆様等への趣旨普及を行ってきております。住居表示の実施については、ご案内のとおり、町の区域を道路等の恒久的な地物で区切るという街区方式により、これまで進めてきておりますが、現在の町境が必ずしもこの基準に合致するものではなく、また、地域の皆様との話し合いをしっかりと進めていく必要があることから、相当な時間がかかっている状況があります。さらには、他の未実施地域のいずれも同じ状況にあることから、今後、これまでの「街区方式」により、住居表示を実施していくことは、かなりの困難が予想されます。また、現在、それぞれの町で活動している町会・自治会は、コミュニティや防犯・防災活動の中核をなしており、江戸や明治期以来、続いている町の名称は、豊かな土地の記憶の一つとして、次代に引き継ぐべき貴重な財産であると、私は考えています。さて、住居表示事務は、法律上、自治事務としての性格を持っています。詳しくは後程、事務局から説明させますが、平成 12 年の地方分権一括法等の施行により、自治事務の考え方は変わり、平成 24 年には、地方自治法第 260 条の改正により、都から区に、「町の区域の新設等に係る告示行為」の権限が移譲され、区として、自己完結的に、事務を処理することが可能となりました。本日の審議会では、こうした町の状況や事務のあり方の変化等も踏まえ、住居表示を進めていく上での基本のルールとなる「住居表示の実施基準」の改正について、それぞれのお立場から積極的なご意見を賜り、住居表示審議会としての考え方を、お示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### 4. 会長・副会長の選出

##### ○事務局

続きまして、会長副会長の選出を行います。本日は、昨年 8 月 15 日に委員の皆様新たに委嘱させていただいた後、初めての審議会となります。会長・副会長の選出は、お手元の資料①、審議会条例第 5 条により、委員の皆さまの中から互選という形で行います。自薦、他薦含めて、ご推挙をお願いします。

##### ○A 委員

住民に一番近いところということで、区町連会長の大崎さんに会長をお願いしたいと思っております。副会長には、四谷地区町連会長の大熊さんをお願いしたいと思っております。前回もお二方をお願いしましたので、住民の意見を吸い上げてもらえるよう、今回もお二人をお願いしたいと思っております。

##### ○事務局

ただいま、会長を大崎委員に、副会長を大熊委員にとの発言がございましたけれども、

みなさまいかがでしょうか。

○委員一同

拍手で承認

○事務局

ありがとうございます。それでは、大崎委員、大熊委員、席をご移動ください。会長、副会長の選任が終わりましたので、ここからの進行は、大崎会長、お願いいたします。

○会長

ただいま会長に選出されました、大崎でございます。引き続き、今回も会長を引き受けさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。大熊副会長、一言ご挨拶願います。

○副会長

同じく引き続き副会長に選出されました大熊でございます。よろしくお願いいたします。

## 5. 開会

○会長

ありがとうございました。それでは、ただいまから、第 104 回住居表示審議会を開会いたします。

### (1) 出席委員の確認

○会長

この審議会は、15 名で構成されています。本日は、14 名にご出席をいただいています。新宿区住居表示審議会条例第 6 条の規定では、『審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない』と規定されています。本日の出席者は過半数を超えており、会議は有効に成立していることを、最初に確認します。

### (2) 議事：住居表示実施基準の改正について

○会長

それでは、議事に入ります。本日の議事は、『住居表示実施基準の改正について』となっています。まずは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、事務局からお手元の資料③、資料④、参考資料の住居表示実施図と趣旨普及のパンフレットの 4 種類を使いまして、説明させていただきます。まず資料の③をご覧ください。左上の部分、現行の基準と書いておりますところでは、昭和 40 年 3 月に住居表示の区条例が制定され、昭和 43 年に詳細なルールとして実施基準を制定しています。住居表示の実施状況ですが、お手元の実施図をご覧ください。実施図の黄色い部

分が住居表示を実施済みの地域です。町丁目で 84 町丁目、面積で 13.6 畝、1,744 の街区、区の面積に占める割合としてはおよそ 4 分の 3 の地域で住居表示が実施済みでございます。一方、今日現在の未実施地域が四谷の東半分と、出張所の管轄では筆筈町管内、榎町管内こうした牛込の地域の一部が未実施地域となっております。未実施地域としては 68 町丁目、面積比約 4 分の 1、4.6 畝相当、こちらの部分がまだ実施されていないという状況です。お手元の住居表示趣旨普及のパンフレットをご覧ください。パンフレットをお開きいただいた右側の部分に、ごく簡単に住居表示の実施方法が書いてあります。1 番の『街をわかりやすくします』ということで、A 町と B 町の境が青い点線でちょうど波を打つように入っております。従来の区域ですと水路敷きや、赤道(あかみち)などが歴史的に町境になっていて、それが戦災復興ですとか区画整理等々、あるいは戦後の都市計画の中で、新しい整形の道路ができていて、それが現在の町のたたずまいであるかと思っています。そうした中でこうした道路や鉄道河川など恒久的な都市施設で町の区域を区切って住居表示を実施していきますというのが、これまでの条例や実施基準のルールです。そして、A 町と B 町の区域を道路で区切る形で、A 町の中に 1、2、3、と番号を振っております。町の中を区分する街区を作って、それぞれの建物に番号を付番していくこととなります。お手元の資料③にお戻りください。こちらのカラー刷りのものです。今申し上げました、実施基準の考え方です。1 番のところ、左上に書かせていただいています。こうした中で、これまでの住居表示の実施状況について、全体は地図でご覧いただいた状況ですが、近年、平成 10 年以降ですが、町の区域の調整を要しない地域で住居表示を実施してまいりました。平成 14 年には市谷台町、この地域は実施済みの地域に囲まれた地域です。それから平成 15 年には霞ヶ丘町、平成 21 年には片町を実施してきております。こうした住居表示事務の考え方ですが、住居表示は法律上自治事務という位置づけになっています。これは、自治体の自己決定に基づいて事務を執行できるというのが基本です。そうした自治事務ですけれども、平成 12 年の 4 月に地方分権一括法等の法改正により、都と区の関係が変わり、自治事務のありかた・考え方も変わってきております。区が自主的に判断できる要素が少し大きくなっているということです。また、平成 24 年の 4 月には地方自治法の第 260 条の改正により、都から区に町の区域の新設や変更にかかる告示行為の権限についても移譲されております。住居表示事務におきましてスタートから最後の告示までほぼ自己完結的に区レベルでできることになったということです。そうした中で、いくつかの自治体で新宿区に先駆ける形で、現在の町境、先ほどのパンフレットで見た場合一部水路敷きですとか赤道(あかみち)であっても、横浜市ですとか、埼玉県の狭山市などでは、住居表示を実施してきている状況もございます。今後の新宿区での住居表示を実施するにあたってですが、中段にあります「未実施地域へのアプローチにあたって」のところですが、先ほど地図でご紹介させていただきましたように、まだ 68 の町で住居表示が実施されていないという状況が残っております。こうした 68 の町について、これまでの街区方式で住居

表示を実施していく場合、市谷砂土原町三丁目を除いて、67の町については何らかの形で現在の町境を変更していく必要があります。また、一つ一つの町が相対的に小さいという状況がありますので、周辺の町を道路で区切っていった場合、消滅をしてしまう町ですとか、あるいは現在の町境が道路によって背割りの形になっているような状況があるため住居表示の実施そのものを投げかけるのもなかなか難しいというような状況もあります。それと合わせて地域の皆さんにとっては現在の町の区域そのものが町の名称と同様大切に引き継いでいくべきもの、町会の活動の単位、それから祭礼等の神社の氏子の単位となっており、コミュニティの活動基盤となっていることから、町境そのものを変更することはなかなか受け入れがたいという状況です。こうした状況等を踏まえまして、今後の改正の方向ですけれども、これまで道路・河川・線路敷きで切っていた町の境を、町の沿革、歴史的経緯、コミュニティへの影響を考慮して、現在の町境でも住居表示を実施することが可能となるような改正をしていく、というところがございます。一番下になりますけれども、1番合理的な町の区域の新設というのは、法律の目的あるいは区条例も書いているところですので、原則としてはこちらの方向を基本として維持をしながらも、上記の考え方に加えて、町の区域を決定する際に考慮すべき事項として、町の沿革、歴史的経緯、地域コミュニティへの影響等を具体的に基準に明記するなかで、総合的な判断をおこなって現在の町境でも住居表示の実施が可能となるような改正をしていきたいということです。以上が改正の考え方の部分でございます。資料の④については、それを改正前、改正後の新旧対照表という形でお示ししているものです。こちらについては、区の文書法制係といいます条例や条文を所管している組織と文言を調整しまして、これまでの基準が、改正前のこういった書きかただったものを、改正後、現在の町境でもできますよという形でいく場合にはこういうような書き方になるのではということを書いたものです。一つ一つの内容は、法律上の文書という部分もありますので、説明については省略をさせていただきますけれども、こちらに黄色いマーカーで塗ってある部分、第1の部分、原則として次の1から4までで書いてありますけれども、地域コミュニティへの影響ですとか町の沿革、歴史的経緯それから基準に適合しない町の境界の境界線全体に占める割合等々について総合的に勘案しながら住居表示が実施できるようにしていく、というところを改正の条文の中に取り入れている部分です。改正前改正後のアンダーラインが非常に多いような内容になっていきますけれども、2ページ以降については、だいぶ古い条文ですので文言を整理したところが中心になっております。冒頭の事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ただいまの説明にご質問はございますか。

○区長

今までの方式で進めた場合、67町丁でうまくいかないところや、具体的に背割りとはどうなっているのかということの説明したらどうですか。

## ○事務局

わかりました。実施図をご覧ください。例えばこちらの牛込の地域、ちょうど牛込神楽坂駅の辺りでございます。点線は、現在の町境、実線は道路を表しています。こちらに大久保通りのあたりから、北町・中町・南町と並んでいるところがございます。これまでのルールでは、住居表示を実施する場合は、基本的には道路で区切られた形で住居表示を実施していかなければなりません。仮に北町で住居表示を実施することになりますと、北町と中町の園庭ゲートボール場のところに点線が書いてありますが、これが現在の町境になっていまして、この町境の一つ下のちょうど公園がある中町にあたるこの道路、こうした範囲で実施していくということになります。また、次に南町の実施を考えますと、現在の町境の一つ上に先ほどの道路があります。この道路までの範囲で実施していくこととなりますので、こちらの中町が、消滅という言葉が適切かどうかというのがありますが、単独の町として維持するのは困難でありまして、町そのものがなくなってしまうので、こうしたことがありますので、今回の改正のルールの中で、基本的に、こちらの点線、現在の町境を維持しながら住居表示を実施できるようにしていきます、というのが改正の基本的な考え方です。背割りというのは、町境が背中合わせで形成されているということです。

## ○区長

簡単に補足すると、いわゆる町名は、コミュニティを作っていて、歴史などがあることから、原則として残す。そうすると、これまでの道路や河川で町を区切り整理することが、もう今の未実施地域の中では不可能になっている中で、町名を残して、それでわかりやすい住居表示を、新宿区の方針として今後実施していくということで、事務局として提案しています。

## ○会長

質問はないですか。それでは、この改正案について委員の方のご意見を伺いたいと思います。最初に何名かの方にご発言をお願いします。名簿によりまして、初めにB委員、お願いできますか。

## ○B委員

今ご説明があったことはよくわかります。町に歴史があり顔がある、町名と言うものはいじらない方がいいと僕は思います。それから、住居に番号を付けるということは、いいと思います。そうした意味から事務局案には賛成いたします。ただ、改正後の基準に、『次に掲げる事項を総合的に勘案する』とあるが、非常に曲者だと僕は思うね。と言うのは、する側の意思が強すぎるということが心配です。やはり、住民の思いを最優先すべきだとも思います。近くに戸塚町というところがあったが、住居表示の実施にあたっては大変な騒ぎになった。町の人はいくら町名を代々大切に引き継いでいる、その気持ちを十分考慮して、効率性とか便利であるとかだけを優先させないことが一番大事なことだと感じました。改正する方向は、問題ないと思います。以上です。

○事務局

B委員のご意見は、住民の意見をしっかり聞くようにということだと思います。資料④の『総合的に勘案し』というところについて、ご指摘のあったところですが、その前段に『基準について理解を得るために、区において説明会の開催その他の周知活動を行った上で』と書かせていただいております。こうした点も踏まえ、改正後もしっかり説明しご意見をいただきながら進めたいと考えています。

○B委員

この改正ありきじゃないといけないということだ。区は、住民の意見を聞いて、見送ることだってあってもいいと思う。いつまでにやらなければいけないということで、住民の意見を切ってしまうことがこれまで見てきた中にはあった。住民の理解が十分に得られるまで、実施を見送るという英断もあるはずだ。住居表示については、住民の合意が得られない中では進めるべきではないと考えます。

○区長

B委員のご意見はよくわかります。今回の改正は、住民の意向に沿って実施するためのものなのです。原則を変えるときには、やはり合理的な基準をある程度明確にしないと、改正が難しいです。改正後の基準にある『地域コミュニティへの影響』とはまさに住民の意向になると思います。地元の意見や歴史的経緯、町の沿革といったものを勘案し、B委員のご意見は肝に銘じて住居表示を進めてまいります。

○B委員

ぜひそうしてもらいたい。戸塚の教訓をいかしてほしい。穏やかに一つ、やってほしい。よろしくお願いします。

○会長

委員から貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。それでは続きましてA委員、ご意見をお願いします。

○A委員

今説明を伺いまして、住民としては大変喜ばしいことだと感じました。土地の記憶・町の記憶を次代に継承していけるような住居表示ということです。私の町をとりますと、江戸の頃から、文京区の小日向から矢来町まで、中里村と言われていたのです。それが、今中里町として、うちの町だけが残っています。昔は川が流れていましたが、生活用水の川だったのだと思います。そして、やはり5、6軒だけでっばっているのです。今まで中里町として、協力してコミュニティを作っていた中で、住民の方も町名が隣に変わってしまうと馴染みがないなどの意見が出てくると思います。これからの時代はますますコミュニティが大切にされないといけないという観点と、住んでいる人の思い入れや愛着というものを、歴史的な背景や町の沿革も含めた形で住居表示をしていただくことが一番納得できることだと思います。ただ住民はいろいろな考えを持っているので、中には画一的な町の方が便利でよいという方もいるかもしれません。先ほど区の話にあ

ったように、説明会等で十分に住民の意向を聞いていただいて、住民が納得できる方法でお願いしたいと思います。

○会長

A委員、ありがとうございました。続きまして、C委員、お願いします。

○C委員

Cです。四谷地域では、大木戸の東側、19町丁が住居表示の未実施地域となっています。これらの町の町境は、かつては赤道(あかみち)や水路でした。今では建物の敷地や道路に変わっていますが、100年以上前からずっと町の境界として地域に根付いています。この、町の境界について、一律に大きな道路などに変更するのではなく、地域コミュニティへの影響や、町の由来などについても配慮して決めるようにと変更することは、地域にとっては誠に嬉しいことです。そのため、現在の町の境界を大切に守ることができる、この改正案に賛成します。また、住居表示の実施にあたっては、私たち地域住民の意見をよく聞いていただき、私たちの意見を取り入れながら進めてほしいと思っています。四谷には昔からの地名が残っておりますので考慮してもらえたらありがたいです。以上です。

○会長

それでは、郵便事業者を代表しまして、郵便局長のどなたか、ご意見をお願いできますか。

○D委員

郵便事業にとっては、配達が一番重要で、現在は街区や番号が規則性を持って振られていないので苦労しています。名前で順番に配達している状況です。町の境界が道路をまたいでいることについては、我々の工夫で何とかありますが、町の中の街区符号や住居番号が規則的に振られれば、郵便の配達もより正確になります。今は集荷や配達の際に同じ苗字が何軒もあり迷う場合は、その都度お尋ねしながらやっていますが、住居番号が整理されれば我々にとっては非常にありがたい。期待しています。

○会長

消防署を代表しまして、副署長のどなたか、ご意見はいかがですか。

○E委員

では私から。いつも消防関係ではご協力いただきありがとうございます。消防はご承知のように1分1秒を争ってポンプ車や救急車が現場に向かいます。牛込管内では消防署と早稲田に出張所があり、我々は日頃から管内を歩いてよくわかっておりますが、大きな火災では小石川・本郷・丸の内・芝・あるいは麴町など他の消防署からポンプ車が参集します。どうしても地図に頼って来るわけで、番号に規則性があるほうが現場に早く到達できます。また牛込管内の救急車は1台ですので、出てしまっているときは、池袋や渋谷からも救急車がきます。規則性をもった番号を付けてもらえれば、我々は現場に駆けつけるプロですので、その辺を理解して早く駆けつけることができます。番号を

整理してもらえたらありがたいです。

○会長

では続きまして、F委員をお願いします。

○F委員

今までの方式から、改正をするということは法務局としても助かります。と言うのは、これまでの方式ですと地図を作り変えないといけないのですが、改正されますとしなくてすみませので、法務局としてもありがたいです。以上です。

○会長

ありがとうございます。今まで皆さんからご意見をいただきましたが、他の方からもご発言をいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。忌憚のない意見をどんどん言っていただけるとよろしいのですが、いかかですか。

○G委員

Gです。私は神楽坂で開業しておりまして、往診にもよく参ります。今話題になった北町中町も守備範囲内です。町の真ん中の道路に町境を変更するやり方は大変だと思います。住民の意向を考え、現在の町の境界を継承するように、今の町を守るために改正するのですよね。中町などの小さな町も守るという意思に、非常に賛成です。緊急車両や郵便のことを考えれば、今の町の中で番号を整理すれば、100番地の中に10軒も20軒もあるのが現状ですから、神楽坂6丁目8番地もすごく広くて、患者さんがいっぱい来ますが、どこに住んでいるかわかりません。そこに何号とつけば、わかりやすくなるだろうと思います。改正により、今の町を守りながら、番号を振ることで、今までの不具合が解消され、いいと思います。

○会長

では、H委員、ご意見ををお願いします。

○H委員

従来の住居表示では、コミュニティが壊れてしまったことが随分あるのです。街区方式により、向かいの家と町が違ってしまいます。我々のコミュニティは、向こう3軒両隣でした。今回のお話では、あえて背割りも拒否しないということ。従来の番地で一番困っていた要因は、1筆の土地を分筆したり数筆の土地を合筆したりする中で番号が飛び飛びになってしまったことです。歴史的な町名が残る新宿の東側で、従来のコミュニティを守ることは、区に関わる人間の責任ではないかと思います。私はこの審議会委員の話をいただいたときに、果たしていいものかどうかと感じました。でも、日本の古い町の中には、街区方式をとっていない、あえて住居表示をしない町もあります。例えば京都です。京都は道路でもって一つの町です。古い城下町はほとんどそうになっています。あえてそれを壊さなかった町を守っていく。最近の『隣は何をする人ぞ』になってしまうと困ります。老人の孤独死などの悲劇を起こさないためにも、今回の改正は素晴らしいと思います。番号の付け方に工夫を凝らしわかりやすい町にしつつ、将来に向けて今

のコミュニティを大切にするというご意見がたくさん出て、嬉しく思いました。委員を引き受けたことに、責任を感じていたのですが、ほっとしているところです。

○会長

！委員、ご意見をお願いします。

○1 委員

いろいろ聞いておりました、みなさんのおっしゃるとおりだと思います。昔から住んでいる方の思いというものは、なくしてはいけないものです。町の名前は、町が大切に引き継いでいくべきものです。何回も同じことを言ってもあれですが、番号のふり方を工夫して町をわかりやすくしたらいいと思います。番号が変わったら困るという方がいるのかどうかわかりませんが、町の形がきれいに四角くなくても曲がっていても、番号が整理されていたらわかりやすくていいのではないかと思います。町の名前を残して、番号だけを整理することができたらよいと思います。

○会長

ありがとうございました。大変多くの皆さんからご意見をいただき、皆さまのご意見は、改正の趣旨に賛成するということでした。では、この改正について、当審議会として、事務局案を了承するというところで、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○会長

ありがとうございます。皆さん異議なしということですので。新宿では、先ほど説明がありましたとおり、住居表示未実施地域がまだ25%ほど残っています。これらの地域につきましては、この改正により、地域の歴史や特性を尊重しながら住居表示の実施が推進されるようお願いいたします。

(3) その他：今後の住居表示の進め方について

○会長

では、続きまして、その他の今後の住居表示の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは資料の⑤をご覧ください。住居表示の今後の進め方についてという資料です。ただいまのご審議の中でも地域の方の意見をしっかり聞きながら、というお話もございました。その点は肝に銘じて進めていきたいと考えております。この間の経過も含めて若干のご説明をさせていただきます。平成21年度から24年度までは、四谷にあります坂町と本塩町、こちらの地域で住居表示の実施に関する趣旨普及ですとか、町会の役員さんとの意見交換を行ってきています。ホチキス止めを1枚めくっていただきますと、坂町の地域が出てございます。赤い線で区切られた地域が坂町の区域です。こちらは、

町名の由来は、古くは四谷、町の東方に坂町坂があるということで、江戸の初期にはということで、こちらの略歴、町名の由来のほうをご紹介させていただいております。区域からいきますと、靖国通り、津の守坂に隣接し、一部区道ですとか、右側のぎざぎざのところガケになっておりまして、地域の中で高低差があったり、それから三廣ビルとかカールツァイスとか右の上のほうに地図上出てきますが、こちらが本塩町との町境になっていて、古くは水路敷きがあったというような地域でございます。こちらの地域と、1枚めくっていただきますと、東側にあります本塩町のエリアになります。この二つの地域のこの間住居表示についての町の方との意見交換をやってきています。地域については、この資料をご覧になっていただければと思います。1枚目にお戻りいただいて、これまでの町会の方のご意見の部分がピンクの所に出ています。実施に当たって町会として協力していくことは必要ですとか、それから、町会活動、防犯防災、祭礼等を考えると住所と加入町会が違うことには違和感がある、道路で区切った場合に町内の一部が未実施地域として残るのであれば、早くからいずれ関係してくる隣接町会とも一緒に検討していくことが必要ではないか、旧四谷第三小学校の跡地を含む部分に再開発の話がありまして、こちらの進捗状況を見据えて本塩町の実施時期を考えていくべきではというご意見を頂戴しています。本日104回の審議会で実施基準改正のご了解をいただきましたので、基準の方をこのあと改正してまいります。それを踏まえる形で坂町・本塩町、それから四谷・筆筥町・榎町の管内の未実施地域それぞれ黄色の進め方、緑の進め方、水色の進め方で進めていきたいと考えております。坂町の部分でございますけれども、今月中に坂町町会の役員会にお邪魔させてもらって、本日の実施基準の改正について報告させていただきたいと思っています。そのうえで、今後の進め方について、町会長さん、役員さんとしっかり意見交換をさせていただきながら、地域の全域に住居表示を考えてみませんかというようなニュース、チラシの関係を配らせていただく、また地域説明会の開催みたいなことをやらせていただけないかということ、まずは町会の役員さんとしっかりと打ち合わせをさせていただきたいと思っています。そのうえで、町会の役員さんの方から、概ねこの方向で、というのをいただければ、こちらに出ています、住居表示ニュースを地域の中に配ったり、地域説明会をやったり、地元の審議会の立ち上げをさせていただいて、具体的な実施案を考えたり、というようなところで、地元の審議会の検討がまとまりましたら、また地域全体にしかりとご説明させていただいて、ご意見をいただきながら、前に進めるのか、もう1回立ち止まって考えるのかということも含めてやらせていただいて、坂町での取り組みをしていきたいと考えています。それから本塩町の方でございますけれども、四谷の駅前の再開発地域は都市計画等々が進んでいる部分がありますので、その中では、平成26年度に事業計画を承認して、27年度に権利関係の調整を済ませるといった都市計画上のスケジュールになっているようでございます。この辺のスケジュールをにらみながら坂町より少し遅れる形で、改めて本塩町にも入っていきたくて考えております。それからその他の未実施地

域の部分でございます。こちらの水色のところでございますが、本日実施基準の改正をご了解をいただきましたので、新宿区の町会連合会の理事会役員会のところで、まずは実施基準の改正をご報告させていただき、そのうえで、具体的に例えば都市計画道路の拡幅ですとか、いろんな形でまちづくりの動きのある地域から、地域の方の意見を踏まえながら、順次、住居表示について、町に入らせていただければというふうに考えているところでございます。以上雑駁ですが、こうした形で今後住居表示について進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○会長

ただいまの説明に、ご意見やご質問はございますか。

○OG委員

素朴な疑問なのですが、坂町の区域が、左上が不自然に食い込んでいますが、今後はこういうのは、矯正していくことは可能なのですか。町の方がどう思っているのかもわからないのですが。

○事務局

ここは、平成20年度に片町として実施済みの地域の一部です。従来の片町の区域を大切にもう実施が済んでいます。

○OG委員

ここはそのまま変わらないということですか。

○事務局

はい。

○OG委員

これは1つの例ですが、こういう状況が各所であった場合、これからは住民の意向を聞いて、柔軟に変えていくということでもいいのですか。

○区長

これまで、町の名前は変えてほしくないということで住居表示が進みませんでした。町の名前はコミュニティにとっても加入町会であるとか、また歴史的由来や沿革などから、原則的に尊重していくことになりました。23区の中では千代田区と新宿区だけが住居表示が遅れています。伝え聞きですが、歴史的な町名がなくなると夏目漱石の小説を読んでもどこかわからなくなる、町の名前はなくしてほしくないという住民の意向を大切にしつつ、あまりにも不合理な町の区域を道路などでどちらかの町に編入してわかりやすくするように、住居表示を実施してきました。片町のこののでっばりはきれいになった方がいいのかもしれませんが、片町では、ここは片町として住居表示を実施してほしい、ここが片町でなくなってしまうようでは実施できないという意向がありました。おっしゃるように、合理性があって、町の方々がこっちの町でいいと言えば、例えば人が住んでいなくて事業所だけがある場合で事業者から了解いただければ、合理的な町の区域に変更することはあります。原則として、町の名前はそのままにします。で

も理解を得られれば、合理的な町区域に、なるべくわかりやすい町の区域にしていきたいと思います。

○会長

そのほかに何かありますか。

○B委員

落合の上の方に目白通りがあるが、その上の方は新宿区と豊島区の境になっている。家の真ん中に区境があると聞いたことがある。そういうのは新宿にあるのですか。

○区長

ここはかつて神田川がこのように蛇行して流れていて区境ができました。区境の変更は大変です。

○事務局

私が言うのは大変僭越なのですが、区ごとの区域の編入争いになってしまうと思います。

○B委員

その方は、税金は新宿区に払っていると言っていました。

○区長

それは玄関のあるほうに税金を払うことになっています。例えばですね、都立新宿高校がありますが、あの学校は、校舎の建て替えをするたびに住所が変わります。というのも、学校の敷地は渋谷区と跨っており、校庭に校舎を建てて校門の位置を変えるからなのです。現在の住所は新宿区になっています。マンションでは、世田谷区成城と狛江市に跨っている場合、販売戦略として玄関を成城にして売り出すということなどがあるともいわれています。

○会長

ほかにございますか。

○F委員

坂町地域の住居表示の実施の時期がわかれば教えてください。

○事務局

地元との話し合いを丁寧に行うことが基本ですが、一般的には、町会との話し合いから、議会の議決を経て実施するまでには、大体2か年くらいかかります。

○会長

ほかにございますか。この議題以外のことについても、何かご質問、ご意見がございますか。

#### (4) 区長あいさつ

○会長

特にないようでございますので、最後に区長からご挨拶をお願いします。

○区長

今日は、委員の皆様には貴重な時間を割いてのご出席、ありがとうございました。また、実施基準の改正について、審議会として、ご了承いただき、感謝いたします。今後は、この改正の趣旨にもとづき、地域にふさわしい住居表示を順次、実施していきたいと思っております。本日の審議会で説明しましたとおり、当面は坂町地域の実施に向けて、取り組んでまいります。また、趣旨普及にあたっては、地域で説明会を開催する際に、ぜひ、消防署や郵便局からも、住居表示の必要性をお話しいただければと思っております。地域にお住まいの皆さんにとっては、長年親しんだ住所を変更されることは、面倒に思うものです。ご自分の住所がわかりにくいことがピンとこない方もいらっしゃいますが、緊急自動車の到着時間に影響があると聞けば、ご理解いただけることがあります。住居表示によって郵便の誤配遅配が少なくなることについても、具体的なお話を聞いて初めて腑に落ちる住民の方も多いと思っております。ご協力をお願いいたします。 次回の審議会は、坂町地域の実施に向けた具体的な内容になる予定です。まだ日程は決まっておりませんが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。今日は、どうもありがとうございました。

6. 閉会

○会長

それでは、これで、第104回住居表示審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午前 11 時 11 分閉会